

資料編

目 次

【 その1（条例、協定等） 】

【 資料編 】 第 1.1 「新座市防災会議条例」	1
【 資料編 】 第 1.2 「災害時相互応援に関する協定書」	4
【 資料編 】 第 1.3 「災害時における五市相互応援に関する協定」	5
【 資料編 】 第 1.4 「西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定」	7
【 資料編 】 第 1.5 「練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書」	9
【 資料編 】 第 1.6 「災害時における相互応援に関する協定書（那須塩原市）」	11
【 資料編 】 第 1.7 「災害時における相互応援に関する協定（十日町市）」	13
【 資料編 】 第 1.8 「災害時相互応援に関する協定」	15
【 資料編 】 第 1.9 「新座市災害対策本部条例」	18

【 その2（図表類） 】

【 資料編 】 第 2.1 「受・配水池等耐震化状況」	19
【 資料編 】 第 2.2 「新座市との災害時協力に関する協定事業者」	20
【 資料編 】 第 2.3 「新座市の防災備蓄品」	23
【 資料編 】 第 2.4 「危機管理部局以外が保有する非常用備品等」	28
【 資料編 】 第 2.5 「浄水場施設（貯水能力）」	29
【 資料編 】 第 2.6 「災害用指定井戸」	30
【 資料編 】 第 2.7 「消防水利の現況」	31
【 資料編 】 第 2.8 「消防団車庫等の現況」	31
【 資料編 】 第 2.9 「消防団保有車両の現況」	32
【 資料編 】 第 2.10 「消防・救出機器（新座市消防団）」	32
【 資料編 】 第 2.11 「消防団員配置状況」	33
【 資料編 】 第 2.12 「自主防災会」	34
【 資料編 】 第 2.13 「地区防災計画一覧」	35
【 資料編 】 第 2.14 「新座市建設業防災協力会連絡先」	36
【 資料編 】 第 2.15 「新座市建設業防災協会連絡先」	37
【 資料編 】 第 2.16 「新座市造園業防災協力会連絡先」	37
【 資料編 】 第 2.17 「新座市指定水道工事店防災協力会連絡先」	38
【 資料編 】 第 2.18 「新座市電設防災協力会連絡先」	38
【 資料編 】 第 2.19 「防災関係機関」	39
【 資料編 】 第 2.20 「防災行政無線（固定系）」	41
【 資料編 】 第 2.21 「市各部保有車両台数」	44
【 資料編 】 第 2.22 「燃料調達先」	44
【 資料編 】 第 2.23 「新座市指定給水装置工事事業者一覧」	45
【 資料編 】 第 2.24 「遺体の収容施設」	47
【 資料編 】 第 2.25 「火葬場」	47
【 資料編 】 第 2.26 「市民葬の市指定委託葬儀社」	48
【 資料編 】 第 2.27 「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」	49
【 資料編 】 第 2.28 「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」	50
【 資料編 】 第 2.29 「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」	50
【 参考 】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	51

【資料編】第1.1「新座市防災会議条例」

○新座市防災会議条例

昭和39年6月25日
条例第16号
改正 昭和51年4月1日条例第13号
平成2年9月26日条例第14号
平成5年4月1日条例第10号
平成10年9月21日条例第27号
平成11年6月30日条例第19号
平成12年3月29日条例第3号
平成15年6月23日条例第20号
平成24年3月28日条例第8号
平成24年9月28日条例第36号
平成29年11月30日条例第28号
令和3年12月17日条例第110号
令和4年3月22日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、新座市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例3・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新座市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(平2条例14・平10条例27・平24条例36・一部改正)

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員46人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、防災会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員 2人以内
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員 4人以内
 - (3) 埼玉県警察の警察官 2人以内
 - (4) 埼玉県南西部消防局の消防局長
 - (5) 市教育長
 - (6) 市消防団長
 - (7) 前2号以外の市職員 20人以内

資料編

その1 条例、協定等

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 9人以内

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者 6人以内

6 前項第8号及び第9号の規定により委嘱される委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平2条例14・全改、平10条例27・平成15条例20・平成24条例8・平成24条例36・令4条例9・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、関係一部事務組合の職員、市職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平2条例14・平10条例27・一部改正)

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、危機管理室において処理する。

(平2条例14・追加、平5条例10・平11条例19・平29条例28・令3条例25・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平2条例14・旧第5条線下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年条例第14号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の新座市防災会議条例の規定により委員に任命されている者については、改正後の新座市防災会議条例の規定により委員に委嘱され、又は任命された者とみなす。

附 則 (平成5年条例第10号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成5年6月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第27号)

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第19号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第28号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第25号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第9号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

【資料編】第1.2「災害時相互応援に関する協定書」

○災害時相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、朝霞市、志木市、和光市及び新座市（以下「4市」という。）の地域に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合に、同法第67条第1項の規定に基づき、被災市の要請に応え、相互に救援協力し、被災市の応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難場所等の相互利用
- (2) 災害資機材及び物資の提供
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市は、文書により要請する。ただし、緊急を要するときは、無線又は電話により要請し、後日、文書を提出するものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

(連絡協議会の設置)

第5条 協定の実施について必要な事項を協議するため、4市災害時相互応援対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、定期的に研究会を開催し、協議するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項は、4市が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第7条 この協定は、平成8年9月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成8年8月29日

朝霞市長 塩味達次郎

志木市長 細田喜八郎

和光市長 田中 茂

新座市長 須田 健治

【資料編】第1.3「災害時における五市相互応援に関する協定」

○災害時における五市相互応援に関する協定

埼玉県所沢市、東京都東村山市、東京都清瀬市、東京都東久留米市及び埼玉県新座市の市長は、災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第67条の規定に基づき、この協定を締結した市(以下「協定市」という。)の地域において、法第2条第1号の災害が発生し、協定市独自では十分に被災者の救援等の応急措置等ができない場合において、協定市が他の協定市に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認め要請のあったもの

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭又は電話、電信等により要請を行い、後日、速やかに文書(様式1)を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された協定市は、これに応じ、救援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担する。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に係る公務災害

資料編

その1 条例、協定等

補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第10条 この協定は、平成8年7月30日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各自それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年7月30日

埼玉県所沢市長 齊藤 博

東京都東村山市長 細渕 一男

東京都清瀬市長 星野 繁

東京都東久留米市長 稲葉三千男

埼玉県新座市長 須田 健治

【資料編】第1.4「西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定」

○西東京市と新座市との災害時における相互応援に関する協定

西東京市と新座市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、救護、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等のあっせん
- (6) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (7) 情報支援として、被災都市の住民からの問い合わせの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手續）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前条第6号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数及び期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(損害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中又は被災都市との往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的な活動の実施)

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練等へ参加及び協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。

3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成23年8月16日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年8月16日

東京都西東京市南町五丁目6番13号

西東京市

西東京市長 坂口 光治

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

新座市

新座市長 須田 健治

【資料編】第1.5「練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書」

○練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と新座市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出、救護、医療、防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあっせん
- (2) 食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあっせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等のあっせん
- (6) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (7) 情報支援として、被災都市の住民からの問合せの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成・掲示等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎの事項を明らかにして、電話その他通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
- (4) 応援場所およびその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前条第6号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数および期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(損害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

(1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的な活動の実施)

第7条 応援都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。

3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練の参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は平成23年9月2日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年9月2日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長 志村 豊志郎

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

新座市

新座市長 須田 健治

【資料編】第1.6「災害時における相互応援に関する協定書（那須塩原市）」

○災害時における相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、新座市又は那須塩原市（以下「市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した市の要請にこたえ、相互に救援協力し、被災した市の応急対策を円滑に遂行するため、締結するものである。

（連絡の窓口）

第2条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん
- (2) 車両等の貸与並びに応急対策用資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるもののうち必要な品名、数量等
- (3) 応援場所及び当該場所への経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申出があった場合には、応援した市は当該費用を一時立替支弁するものとする。

（資料及び情報の交換）

第6条 この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（施行日）

第8条 この協定は、平成17年11月1日から施行する。

2 平成7年11月1日付けで新座市と西那須野町が締結した「災害時における相互応援に関する協定書」は、この協定の締結とともにその効力を失う。

この協定の成立を証するため、この協定書に署名する。

平成17年11月1日

埼玉県 新座市長

立会人 新座市議会議長

栃木県 那須塩原市長

立会人 那須塩原市議会議長

【資料編】第1.7「災害時における相互応援に関する協定（十日町市）」

○災害時における相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、十日町市又は新座市（以下「都市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災都市だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請に応え、相互に救援協力し、被災都市の応急対策を円滑に遂行するため、平成7年11月1日に新座市と旧中里村との間で締結した災害時における相互応援に関する協定を受け、締結するものである。

（連絡の窓口）

第2条 都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供及びあっせん
- (2) 車両等の貸与、応急対策用資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) その他特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請する都市は、次の事項を明らかにし、電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの必要な品名、数量等
- (3) 応援の場所及び当該場所への経路
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した都市の負担とする。

- 2 応援を要請した都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した都市から要請があった場合には、応援した都市は当該費用を一時繰り替えて支弁するものとする。

（資料及び情報の交換）

第6条 この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（施行日）

第8条 この協定は、平成20年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年4月1日

埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

新座市

市長 須田 健治

新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市

市長 田口 直人

【資料編】第1.8「災害時相互応援に関する協定（豊川市ほか）」

日立市、小山市、新座市、東村山市、豊川市、安城市及び西尾市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において、地震等の大規模な災害が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被災していない市が友愛的精神に基づき行う被災市の応急対策、復旧対策及び災害からの復興を円滑に遂行するための災害時相互応援（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 災害からの復興活動に必要な職員の派遣及び資器材の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認める事項

（幹事市及び副幹事市）

第2条 応援を円滑に遂行するため、幹事市及び副幹事市を置く。

- 2 幹事市及び副幹事市に関し必要な事項は、別に定める「災害時相互応援に関する協定実施細目」による。

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災市（以下「応援要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、幹事市に、口頭、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、応援要請市は、必要事項を記載した文書を、後日速やかに幹事市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 第1条第4号及び5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市（以下「応援市」という。）は、災害発生直後、応援のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

（自主的活動）

第5条 被災市以外の協定市は、激甚な災害による通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、相互に連絡調整し、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により自主的に応援を行う協定市（以下「自主応援市」という。）は、被災市に

到着後、応援内容等を被災市に速やかに連絡するものとする。

3 自主応援市は、応急対策、復旧対策及び災害からの復興に必要な情報の収集を行い、その情報を被災市に提供する。この場合において、自主応援市は、自律的活動に努めるものとする。

4 自主応援市は、応援中に直接被災市から第3条の規定による要請を受けたときは、第4条の規定により応援するものとする。なお、被災市は要請後速やかに第3条の規定に基づく手続きを行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担については、別に定める「災害時相互応援に関する協定実施細目」による。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、あらかじめ応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の締結後、住民基本台帳人口が15万人以上20万人未満の市からこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情がない限り協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第10条 この協定を証するため、本協定書7通を作成し、各市は記名押印の上、各1通を保有する。

(協定の発効)

第11条 この協定は、平成30年11月1日から効力を発生するものとする。

平成30年11月1日

茨城県日立市助川町1丁目1番1号

日立市

日立市長 小川 春樹

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市

小山市長 大久保 寿夫

埼玉県新座市野火止1丁目1番1号

新座市

新座市長 並木 傑

東京都東村山市本町1丁目2番3号

東村山市

東村山市長 渡部 尚

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

豊川市長 山脇 実

愛知県安城市桜町18番23号

安城市

安城市長 神谷 学

愛知県西尾市寄住町下田22番地

西尾市

西尾市長 中村 健

【資料編】第1.9「新座市災害対策本部条例」

○新座市災害対策本部条例

昭和39年6月25日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、新座市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平10条例26・平24条例37・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平10条例26・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料編】第2.1「受・配水池等耐震化状況」

(令和4年9月1日現在)

浄水場名	施設名	容量 (m ³)	建設年度	構造	耐震化状況
西堀 浄水場	受水池(管理ヒケ側)	5,000	S47	R C造	H22年度に耐震補強工事を実施
	受水池	5,000	S49	R C造	H21年度に耐震補強工事を実施
	配水池	2,500	S60	P C造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設
	配水池	2,500	S60	P C造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設
	高架水槽(高区)	1,300	H 5	P C造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設
	高架水槽(低区)	3,900	H 5	P C造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設
片山 浄水場	受水池	3,000	S47	R C造	H19年度に耐震補強工事を実施
	受水池(高架水槽側)	3,000	S50	R C造	H19年度に耐震補強工事を実施
	配水池	1,790	S45	R C造	H11年度に耐震補強工事を実施
	配水池	1,340	S43	R C造	H10年度に耐震補強工事を実施
	高架水槽(高層)	1,000	H 6	P C造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設
	高架水槽(低層) 着水井	1,000	H 6	P C造	S56年以降の新耐震基準に基づき建設
野火止 浄水場	受・配水池 (着水井側)	2,300	S50	R C造	H8年度実施の耐震診断(1次診断)では耐震性有り H9年度に老朽化(柱補強含む)工事を実施
	受・配水池	2,500	S48	R C造	H15年度に老朽化(柱補強含む)工事を実施
	高架水槽	4,000	H26	ステン レス造	
新座団地 給水場	受・配水池	1,100	S43	R C造	R2年度に耐震診断実施 R4年度耐震工事実施予定

注) 網掛け欄は、耐震補強工事施工済みを示す。

【資料編】第2.2「新座市との災害時協力に関する協定事業者」

新座市との災害時協力に関する協定事業者一覧（その1）

（令和4年9月1日現在）

No.	協定事項	締結事業者	締結日
1	飲料水・生活用水の供給	株式会社東京ドームスポーツクラブ部	H10. 4. 1
2		大木伸銅工業株式会社	H 3.12. 1
3		サンケン電気株式会社	H 3. 7. 1
4		凸版印刷情報コミュニケーション事業部	H 3.12. 1 再締結 H26. 3. 1
5	食糧等調達	あさか野農業協同組合	H 1. 2. 23 再締結 R2. 7. 30
6		株式会社いなげや	H 1. 3. 17
7		有限会社和か葉	H 3. 8. 1 再締結 R2. 6. 29
8		株式会社武蔵野フーズ	H 3. 6. 1
9		株式会社不二家埼玉工場	H 3. 6. 1
10	医療品調達	アルフレッサ株式会社埼玉物流センター	H20. 5. 9
11	重機類等調達	株式会社鳴浜リース	H10. 4. 1
12	LPガス調達	新座地区プロパンガス協会	H 1. 3. 7
13		片山地区プロパンガス協会	H 1. 3. 7
14	相互協力及び情報共有	日本郵便株式会社新座市内郵便局	H10. 1. 16 再締結 H29. 3. 7
15	情報の収集・伝達	新座市アマチュア無線クラブ	H10. 3. 1
16	情報の伝達	株式会社ジェイコム東京	H21. 9. 29 再締結 H28. 4. 1
17		株式会社コミュニティシェアFM	H23. 5. 24 再締結 R4. 6. 20
18		東京瓦斯株式会社北部支店	H27. 7. 13
19	医療の提供	医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院	H21. 11. 5
20		特定医療法人社団堀ノ内病院	H22. 4. 30
21		一般社団法人朝霞地区医師会	H27. 12. 12
22		一般社団法人朝霞地区歯科医師会	H27. 12. 12
23		一般社団法人朝霞地区薬剤師会	H27. 12. 12
24	小動物等の救護活動	公益社団法人埼玉県獣医師会南支部	H30. 11. 7

新座市との災害時協力に関する協定事業者一覧（その2）

（令和4年9月1日現在）

No.	協定事項	締結事業者	締結日
25	応急対策業務	新座市建設業防災協会（建築）	H18. 4. 20
26		新座市建設業防災協力会（土木）	H20. 1. 22 再締結 R4. 6. 29
27		新座市造園業防災協力会（造園）	H18. 5. 23
28		新座市指定水道工事店防災協力会（水道）	H18. 5. 23
29		埼玉県電気工事工業組合（電気）	H21. 8. 19
30		東京電力パワーグリッド株式会社志木支社	H22. 3. 31 再締結 R2. 9. 17
31	（災害活動用資機 材、）生活必需物資等 の提供	イオンリテール株式会社イオン新座店	H26. 11. 25
32		株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H28. 11. 25
33		株式会社カインズ	H30. 11. 23
34	燃料等の提供	埼玉県石油業協同組合朝霞支部	H24. 1. 20
35	物資の輸送	社団法人埼玉県トラック協会朝霞支部	H24. 3. 2
36		佐川急便株式会社北関東支店	H28. 11. 28
37		ヤマト運輸株式会社埼玉主管支店	H28. 11. 30
38	避難スペース等の提供、災害関連広報物の印刷	株式会社光邦新座工場	H26. 11. 27 再締結 R2. 9. 1
39	災害時における登記等の法律相談	埼玉司法書士会	H27. 7. 24
40	避難所における畳の提供	5日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	H28. 1. 19 再締結 R2. 6. 25
41	地域貢献型広告の設置	東電タウンプランニング株式会社埼玉総支社	H28. 10. 4
42	避難スペース及び備蓄品の提供（覚書）	前田道路株式会社武蔵野営業所	H29. 2. 15
43	災害に係る情報発信等	ヤフー株式会社	H29. 6. 12
44	災害時の行政手続き等の書類作成相談	埼玉県行政書士会	H29. 11. 22
45	災害時における住宅地図の支給等	株式会社ゼンリン関東エリアグループ	H30. 5. 31

新座市との災害時協力に関する協定事業者一覧（その3）
（令和4年9月1日現在）

No.	協定事項	締結事業者	締結日
46	自動販売機内の飲料の供給	株式会社伊藤園	H18. 1. 30
47		東京ヤクルト販売株式会社	H19. 3. 19 再締結 R2. 8. 31
48		アサヒ飲料販売株式会社	H30. 6. 26 再締結 R4. 3. 15
49		コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社ベンディング浦和支店所沢駐在	H30. 7. 2 再締結 R4. 2. 9
50		ダイドードリンコ株式会社首都圏第二営業部	R 4. 4. 25
51	水道施設災害等発生時の応援業務	株式会社両毛システムズ	H31. 2. 7
52	災害時の市内家屋の調査	埼玉土地家屋調査士会	H31. 2. 18
53	災害時避難施設に係る情報の提供	株式会社バカン	R 3. 8. 20
54	災害時における無人航空機を活用した支援活動等	株式会社中野技術	R 4. 1. 14
55	大規模災害時における災害廃棄物の仮置場に係る敷地提供等	株式会社ホープ	R 4. 4. 15
56	災害時におけるレンタル機材の提供等	日立建機日本株式会社埼玉支店	R 4. 8. 22

※締結事業者名は、協定締結時の社名を記載している。

【資料編】第2.3「新座市の防災備蓄品」

全ブロック合計

食糧合計	104,500	食
クラッカー	60,200	食
アルファ米、米類	44,300	食
わかめご飯	44,300	食
飲料水(500ml)	7,560	本
毛布(枚)	9,023	枚
カーペット(枚)	960	枚
タオル	2,270	枚
肌着	880	セット
バケツ	121	個
チャッカマン	82	個
ローソク	404	本
食器セット	1,395	式
石鹸	757	個
ちり紙	500	箱
ウェットティッシュ(70枚入)	192	PK
やかん	101	個
かまどセット	27	式
拡声器	45	式
懐中電灯	161	個
乾電池	1,238	本
単1	816	本
単3	624	本
固形燃料	525	缶
雨合羽	9	着
紙おむつ(幼児用)	5,354	枚
紙おむつ(成人用)	3,500	枚
おしりふき	165	個
生理用品(枚)	48,720	枚
授乳用ケープ	30	枚
妊産婦用下着	30	着
折りたたみベビーベッド	8	台
プライベートルーム	8	張
簡易更衣室(段ボール製)	34	個
簡易テント(青PTAM)	21	張
簡易テント(緑ワンタッチ式)	12	張
携帯ラジオ	69	台
ほ乳瓶	1,685	本
ポリ容器	146	個
ウォータータンク袋	1,000	枚
段ボールベッド	42	セット
段ボールパーテーション	1,457	セット
パーテーション	2,909	セット
間仕切りテント(ワンタッチ式)	588	張
体温計(非接触型)	126	個
空気清浄機	42	台
衛生用品一式	42	式
仮設トイレ(身障者対応)	3	基
マンホールトイレ	123	セット
簡易トイレ(組立式)(個)	560	個

簡易電動トイレ	2	基
排便収納袋(100セット)	226	箱
トイレパ°-パ°-(ちり紙タイプ°)	104	PK
トイレパ°-パ°-(ロールタイプ°)	504	巻
ガーゼ(リバガーゼ)	600	枚
消毒液(希ヨードチンキ)	300	本
アルミブランケット(救急シート)	6,000	枚
救急セット	768	式
救急箱	11	箱
簡易担架	43	台
簡易ベット	2	台
簡易ベンチ	2	台
車イス	3	台
テント(3.6m×2.7m)	6	張
テント(3.0m×4.5m)	3	張
投光器	16	台
LEDパイプライト	210	本
発電機	128	台
カセットボンベ	840	本
カセットコンロ	42	個
がリソ(缶詰)(缶)	40	缶
混合がリソ(缶詰)	11	缶
エンジンカッター	11	台
チェーンソー	16	台
防じんゴーグル	20	個
防じんマスク	0	個
ホーリーツール	11	本
救助ジャッキ(油圧)	6	台
救助ジャッキ(手動)	5	台
リヤカー	11	台
台車	3	台
ブルーシート	250	枚
トラロープ	9	巻
軍手	214	双
とび口	51	本
ハンマー	42	本
スコップ	58	本
のこぎり	29	本
ツルハシ	3	本
木づち	6	本
ヘルメット	50	個
バール	8	本
斧	44	本
コードリール	43	巻
土のう袋	8,949	枚
濾過器	9	台
排水ポンプ	2	台
工具セット	9	式
ドライバースセット	8	式
パ°ソクタイプ自転車	5	台

「新座市防災備蓄状5～8ブロック(その2)」

備蓄品名	単位	5ブロック										6ブロック										7ブロック					8ブロック				
		新座市役所	野火止小学校	陣屋小学校	新座中学校	新座小学校	十文字学園	新座消防署	市民会館	新座小学校	新開小学校	大和田公民館	大和田小学校	第四中学校	西武台高校	新座柳瀬高校	師見女子大学	第二老福	立教大学	立教中・高	東北コミセン	ふるさと新座館	ふさと新座館	東野小学校	第二中学校						
簡易運動トイレ	基	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
担架(救急用100セット)	104	6	4	4	10	3	2	3	4	4	4	4	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
トイレットペーパー(10kg単位)	箱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
トイレットペーパー(5kg単位)	箱	232	12	12	12	12	0	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					
ガーゼ(リバーゼ)	枚	230	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
消火器(希ヨードノンキ)	枚	115	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25					
消火器(希ヨードノンキ)	枚	3,200	1,000	200	200	200	200	0	200	200	200	200	200	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200					
救急セット	式	338	0	0	86	0	86	0	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86					
救急箱	箱	6	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1					
簡易担架	台	14	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
簡易ベッド	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
簡易ベンチ	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
車イス	台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
テント(3.6m×2.7m)	張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
テント(3.0m×4.5m)	張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
投光器	台	10	4	4	4	2	6	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
LEDハイライト	台	2	4	4	4	2	6	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
発電機	台	98	2	2	2	2	9	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
カセットボンバ	台	67	2	2	2	2	9	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					
カセットボンバ	台	484	118	4	4	4	0	13	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
カセットコンロ	個	21	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
お粥缶	缶	20	0	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0					
混合缶	缶	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
エンジンカッター	台	6	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
チェーンソー	台	8	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
防じんゴーグル	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
防じんマスク	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
ホーリーツール	本	5	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
油圧ジャッキ	台	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
手動ジャッキ	台	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
リヤカー	台	6	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
台車	台	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
フルシート	台	142	0	0	8	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27					
トラロープ	巻	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
軍手	双	48	0	0	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
どひ口	本	25	0	0	5	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
ハンマー	本	18	0	0	5	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
スコップ	本	25	0	0	5	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
のこぎり	本	13	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
ツルハン	本	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
木づち	本	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
ヘルメット	個	22	0	0	5	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
ヘルメット	個	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
斧	本	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
斧	本	22	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
コードリール	巻	20	0	1	1	0	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
土のう袋	枚	8,949	8,319	0	0	0	630	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
ろ過器	台	5	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
排水ポンプ	台	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
工機セット	式	4	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
ドラハイセット	式	4	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
ノボック付自転車	台	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

【資料編】第2.4「危機管理部局以外が保有する非常用備品等」

(令和4年4月1日現在)

品名	数量	単位	所管課
非常用ブランケット	100	枚	環境課
簡易トイレ	32	組	環境課
マスク	80	枚	環境課
カンパン	66	缶	環境課
備蓄水(2リットル)	30	本	環境課
毛布	10	枚	環境課
ブルーシート	1	枚	環境課
エンジンカッター	1	台	環境課
油圧ジャッキ	1	台	環境課
マスク	318,850	枚	保健センター
手指消毒液(500ml)	9	本	保健センター
手指消毒液(5L)	86	本	保健センター
防護服	325	組	保健センター
応急危険度判定ステッカー	1	式	建築審査課
応急危険度判定票	1	式	建築審査課
応急危険度判定土腕章	339	個	建築審査課
応急危険度判定用クラックスケール	177	個	建築審査課
応急危険度判定土用ホイッスル	25	個	建築審査課
応急危険度判定土用方位磁石	20	個	建築審査課
応急危険度判定用懐中電灯	19	個	建築審査課
応急危険度判定用ハンマー	26	個	建築審査課
応急危険度判定土用軍手	2,508	組	建築審査課
応急危険度判定用下げ振り保持器	192	個	建築審査課
応急危険度判定土用反射ジャケット	20	着	建築審査課
応急危険度判定土用雨具	19	着	建築審査課
応急危険度判定土用防塵マスク	1	式	建築審査課
応急危険度判定土用携行バッグ	28	個	建築審査課
応急危険度判定土用ヘルメット	9	個	建築審査課
応急危険度判定土用色鉛筆	1	式	建築審査課
応急危険度判定土用携行バインダー	320	冊	建築審査課
発電機	1	台	下水道課
水中ポンプ	1	台	下水道課

※保健センター管理のマスク、手指消毒液、防護服については、新型インフルエンザに備えた備品である。

【資料編】第2.5「浄水場施設（貯水能力）」

（令和4年9月1日現在）

施設設備	西堀浄水場 (本多1-9-22)	片山浄水場 (野寺4-10-6)	野火止浄水場 (野火止7-20-9)	新座団地給水場 (新座3-3-21)
取水設備 (1日当たり)	1号取水井 1,000m ³ 2号取水井 1,300m ³ 3号取水井 1,200m ³ 4号取水井 1,500m ³ 5号取水井 1,000m ³ 6号取水井 1,000m ³ 7号取水井 1,200m ³ 8号取水井 1,200m ³	1号取水井 休止中 2号取水井 1,200m ³ 3号取水井 1,000m ³ 4号取水井 1,200m ³ 5号取水井 1,100m ³ 6号取水井 1,700m ³	1号取水井 休止中 2号取水井 1,300m ³ 3号取水井 1,300m ³ 4号取水井 1,300m ³ 5号取水井 1,000m ³	1号取水井 600m ³
	計 9,400m ³ /日	計 6,200m ³ /日	計 4,900m ³ /日	計 600m ³ /日
受配水設備 受・配水池	5,000m ³ - 2池 2,500m ³ - 2池	1,340m ³ - 1池 1,790m ³ - 1池 3,000m ³ - 2池	2,300m ³ - 1池 2,500m ³ - 1池	1,100m ³ - 1池
	計 15,000m ³	計 9,130m ³	計 4,800m ³	計 1,100m ³
配水設備 高架水槽	(高区) 1,300m ³ - 1池 (低区) 3,900m ³ - 1池	(高層) 1,000m ³ - 1池 (低層) 着水井 1,000m ³ - 1池	4,000m ³ - 1池	
	計 5,200m ³	計 2,000m ³	計 4,000m ³	
発電設備 自家発電機	400KVA 1基	300KVA 1基	300KVA 1基	88.5KVA 1基

注) 各浄水場取水設備の取水量は、新座市水道事業経営変更認可申請（第4期拡張変更）の数値である。

【資料編】第2.6「災害用指定井戸」

(令和4年10月1日現在)

No.		井戸場所
1	並木 辰巳	畑中1-7-31付近
2	大畑 浩	畑中2-3-25
3	木下 敬一	馬場1-4付近
4	並木 三郎	馬場1-4付近
5	矢島 君枝	馬場2-2-31
6	栃南建材(株)	馬場2-6-2
7	清水 亮	馬場3-7-13
8	榎本 雄治	馬場3-9-5
9	(株)ホープ((株)コスモ)	馬場4-2-4
10	榎本 和夫	馬場4-4-27
11	榎本 堅 No.2	堀ノ内1-2付近
12	本多 誠治	堀ノ内1-4-24
13	榎本 堅	堀ノ内1-7-25
14	榎本 信昭	堀ノ内2-1-50
15	中里 貞夫	堀ノ内2-9-9
16	野島 彰二	堀ノ内3-3-30
17	大塚 聡	堀ノ内3-8-13
18	並木 廣	道場1-13-17
19	大澤 寛	道場2-8-11
20	貫井 秀夫	片山1-10-2
21	浅海 隆	片山1-15-23
22	笠原 道男	片山2-1-13
23	貫井 俊次	片山2-6-17
24	貫井 俊次 No.2	片山3-6-26付近
25	田中 誠治	池田2-2-40
26	並木 典子	池田2-3-28
27	並木 平一	池田3-7-16
28	新井 富子	石神2-12-31
29	西山 義明	石神4-2-3
30	高野 正次	石神4-9-19
31	鈴木 昭次	石神4-12-15
32	石井 勇	野寺1-1-11
33	本多 政行	野寺2-1-33
34	吉川 幸夫	野寺2-3-13
35	本多 政行 No.2	野寺3-6付近
36	新倉 昭久	野寺4-3-14
37	石井 義和	野寺4-11-24
38	高橋 晴子	栗原1-2-23
39	原井 忠雄	栗原2-2-15
40	高橋 一二	栗原3-8-19

No.		井戸場所
41	近藤 昭一	栗原3-9-21
42	高橋 正一	栗原3-11-5
43	菅原 伊左雄	栗原6-9-13
44	黒川 初江	栗原6-10-29
45	土屋 景子	新堀1-7-59
46	小糸 美知子	新堀1-11-21
47	関 武則	新堀2-8-34
48	小糸 甲子雄	新堀2-14-26
49	中島 栄	新堀3-9-22
50	佐藤 幸男	西堀1-2-7
51	渡邊 眞佐人	西堀1-11-31
52	加藤 代志子	西堀3-1-12
53	渡邊 朗	西堀3-5-19
54	(株)並木産業	本多1-5-5
55	野島 清	本多1-6-5
56	黍塚 静子	本多1-17-15
57	蛭間 俊彦	菅沢1-6-5
58	金子 武徳	あたご2-1-1
59	田畑 安治	野火止2-3-7
60	岸 時子	野火止2-6-15
61	高橋 昭男	野火止2-6-20
62	岸 治夫	野火止2-6-29
63	神田 豊明	野火止2-10-41
64	田中 広之	野火止3-5-10
65	長谷川 孝司	野火止3-3-15
66	(株)不二家埼玉工場	野火止4-19-21
67	清水 宏	野火止6-7-13
68	(株)トッパンフォトマスク	野火止7-21-33
69	大木伸銅工業(株)	野火止8-19-1
70	細沼 利通	中野1-13-3付近
71	栗原 貞一	中野2-11付近
72	(株)東日本宇佐美	大和田2-5-23
73	田中 茂義	大和田1-18-5
74	サンケン電気(株)	北野3-6-3
75	鳥塚 眞一	東2-5-29

【資料編】第2.7「消防水利の現況」

(令和4年9月1日現在)

水利種別		区分	新座市	
			公設	指定
総数			1,544 (88)	390 (144)
消火栓			1,276	9
防火水槽	20m ³ 以上 40m ³ 未満		15	1
	40m ³ 以上 60m ³ 未満		222 (74)	230 (77)
	60m ³ 以上 100m ³ 未満		22 (6)	113 (48)
	100m ³ 以上		9 (8)	37 (19)
	小計		268 (88)	381 (144)
プール			16	—

注) ()内の数字は、耐震の数を示す。

【資料編】第2.8「消防団車庫等の現況」

(令和4年9月1日現在)

分団名	所在地	構造(階数)	敷地面積 (m ²)	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)
消防団本部	野火止一丁目 1-1	新座市役所内(地下1階)	—	—	—
本部分団	〃	〃	—	—	—
第1分団	畑中二丁目 10-31	軽量鉄骨造(2階建)	194.5	44.5	89.1
第2分団	道場一丁目 10-9	軽量鉄骨造(2階建)	275.8	40.6	80.4
第3分団	野寺一丁目 4-10	軽量鉄骨造(2階建)	261.3	44.5	89.1
第4分団	西堀三丁目 2-20	軽量鉄骨造(2階建)	222.4	44.5	89.1
第5分団	野火止三丁目 13-10	軽量鉄骨造(2階建)	80.0	36.4	72.9
第6分団	中野一丁目 5-3	軽量鉄骨造(2階建)	240.0	46.3	92.7
第7分団	東北二丁目 16-5	軽量鉄骨造(2階建)	198.4	44.5	89.1
第8分団	野火止七丁目 6-18	軽量鉄骨造(2階建)	191.8	46.4	89.1

【資料編】第2.9「消防団保有車両の現況」

(令和4年9月1日現在)

分団名	規格等 車両名称	車両・型式	型別	ポンプ	購入年月日
本部分団	本部分団	トヨタ DBA - AGH30W	ワポックス	-	H28年10月
		ダイハツ EBD-S331W	軽自動車	B-2	H26年 3月
第1分団	第1分団	いすゞ PB-NKR81N	CD-1	A-2	H18年 9月
第2分団	第2分団	日野 SKG-XZU640M	CD-1	A-2	H23年10月
第3分団	第3分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H23年 1月
第4分団	第4分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H19年 9月
第5分団	第5分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H20年10月
第6分団	第6分団	日野 BDG-XZU334M	CD-1	A-2	H19年 9月
第7分団	第7分団	いすゞ PB-NKR81N	CD-1	A-2	H18年 9月
第8分団	第8分団	いすゞ PB-NKR81N	CD-1	A-2	H18年 3月

【資料編】第2.10「消防・救出機器（新座市消防団）」

(令和4年9月1日現在)

所属	人員	主要資器材		
		実動車	ホース配置数	その他
消防団本部	29人	-	-	-
本部分団	14人	広報1（広報車）	-	拡声器等
		（ポンプ車）（B-2）	4本	無線
第1分団	19人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第2分団	13人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第3分団	24人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第4分団	16人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第5分団	16人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第6分団	11人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第7分団	20人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
第8分団	15人	（ポンプ車）（A-2）	30本	無線・受令機・拡声器・軽車等
女性分団	16人	-	-	-
合計	193人			

【資料編】第2.11「消防団員配置状況」

(令和4年9月1日現在)

階級 分団名	団員数	消防団員の階級						
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
消防団本部	29人	1	2					26
本部分団	14人			1	1	2	3	7
第1分団	19人			1	1	2	3	12
第2分団	13人			1	1	2	3	6
第3分団	24人			1	1	2	3	17
第4分団	16人			1	1	2	3	9
第5分団	16人			1	1	2	3	9
第6分団	11人			1	1	2	3	4
第7分団	20人			1	1	2	3	13
第8分団	15人			1	1	2	3	8
女性分団	16人			1	1	2	3	9
合計	193人	1	2	10	10	20	30	120

【資料編】第2.12「自主防災会」

(令和4年9月1日現在)

No.	名称	設立年月日	No.	名称	設立年月日
1	畑中自主防災会	平成 8年 9月 1日	31	新座二丁目自主防災会	平成10年 2月 1日
2	石神自主防災会	平成 8年 9月 1日	32	東三丁目自主防災会	平成10年 4月 1日
3	西分自主防災会	平成 8年 9月 1日	33	栄三丁目自主防災会	平成10年 4月 1日
4	野火止一丁目自主防災会	平成 8年 9月 1日	34	東一丁目自主防災会	平成10年 4月 5日
5	新堀二丁目自主防災会	平成 8年10月 1日	35	馬場三丁目自主防災会	平成10年 7月20日
6	道場自主防災会	平成 8年11月 1日	36	菅沢自主防災会	平成10年 9月 1日
7	栄五丁目自主防災会	平成 8年11月15日	37	新座リバーサイド自主防災会	平成10年 9月30日
8	北原自主防災会	平成 8年12月 1日	38	中野自主防災会	平成10年12月 1日
9	野火止上六自主防災会	平成 8年12月 1日	39	本多自主防災会	平成11年 1月28日
10	新堀三丁目自主防災会	平成 8年12月11日	40	大和田一・二丁目自主防災会	平成11年 5月 9日
11	あたご三丁目自主防災会	平成 8年12月13日	41	池田自主防災会	平成11年10月24日
12	野火止上自主防災会	平成 9年 1月 1日	42	栗原一丁目自主防災会	平成12年 4月25日
13	野寺自主防災会	平成 9年 1月 1日	43	新座一丁目自主防災会	平成12年 5月 7日
14	新堀一丁目自主防災会	平成 9年 2月 1日	44	北野三丁目自主防災会	平成12年 7月 9日
15	西堀自主防災会	平成 9年 2月 2日	45	栗原四丁目自主防災会	平成12年 7月18日
16	馬場一丁目自主防災会	平成 9年 4月 1日	46	野火止上五自主防災会	平成13年 4月 1日
17	栄四丁目自主防災会	平成 9年 4月 1日	47	大和田五丁目自主防災会	平成13年 4月22日
18	東二丁目自主防災会	平成 9年 4月 1日	48	マールヒルズ自主防災会	平成13年11月 1日
19	栗原五丁目自主防災会	平成 9年 7月13日	49	馬場四丁目自主防災会	平成14年 2月 2日
20	栗原六丁目自主防災会	平成 9年 9月 1日	50	イクール武蔵野ヒルズ自主防災会	平成14年 2月 8日
21	野火止住宅自治会自主防災会	平成 9年 9月 1日	51	栗原三丁目自主防災会	平成14年 4月 1日
22	新座団地自主防災会	平成 9年 9月 1日	52	県営馬場団地自主防災会	平成14年 4月 1日
23	新座住宅自主防災会	平成 9年 9月 1日	53	栗原二丁目自主防災会	平成14年 8月 3日
24	片山自主防災会	平成 9年 9月14日	54	馬場二丁目自主防災会	平成15年11月 1日
25	新栄自主防災会	平成 9年10月 1日	55	野火止中自主防災会	平成16年 1月25日
26	東北二丁目自主防災会	平成 9年11月 1日	56	北野一・二丁目自主防災会	平成16年10月31日
27	野火止南団地自主防災会	平成 9年11月 7日	57	野火止下自主防災会	平成17年 2月 4日
28	中原自主防災会	平成 9年12月 1日	58	東北一丁目自主防災会	平成17年11月 1日
29	大和田三・四丁目自主防災会	平成 9年12月24日	59	武蔵野北劔川自主防災会	平成22年 4月30日
30	堀ノ内自主防災会	平成10年 1月10日	60	野火止四丁目上自主防災会	平成24年 4月 1日
			61	新塚新座住宅自主防災会	平成25年 4月 1日

【資料編】第2.13「地区防災計画一覧」

(令和4年9月1日現在)

団体名称	策定年月
栄四丁目町会・自主防災会	平成29年4月
栗原三丁目町内会・自主防災会	平成14年1月
石神町会・自主防災会	平成26年10月
北原町会・石神町会・堀ノ内町内会合同	平成30年5月
西堀町内会	平成26年9月
本多自主防災会	平成29年4月
野火止四丁目自主防災会	平成28年12月
新座リバーサイド管理組合・自治会	平成24年
東一丁目自主防災会	平成27年5月
新堀二丁目自治連合会 新堀二丁目自主防災会	令和元年11月
あたご三丁目町会	令和元年12月

※ 団体名称は、計画の提出にあった記載に準ずる。

【資料編】第2.14「新座市建設業防災協力会連絡先」

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
越前谷建設(株)	新堀一丁目 2-2	042-493-5826
奥山ロードサービス(株)	野火止二丁目 7-16	048-477-3588
(株)菊池興業	石神二丁目 3-4	048-486-9600
(株)コスモ	馬場四丁目 2-4	048-423-3454
(株)三立	野火止七丁目 7-46	048-478-4568
スザキアラキダ(株)	東北一丁目 14-22	048-471-1881
高野工事(株)	栗原二丁目 3-16	042-472-2977
拓新産業(有)	野火止四丁目 5-11	048-479-7811
(株)司建設	中野二丁目 2-22	048-479-5057
照井土建(株)	大和田四丁目 17-28	048-479-2230
(株)ナカガワロード	石神三丁目 11-29	042-475-0911
(有)中村産業	馬場四丁目 12-3	048-477-5498
(株)ヨシダ工業	野火止三丁目 4-14	048-477-3475
(有)和光建設	大和田五丁目 8-21	048-483-4133

【資料編】第2.15「新座市建設業防災協会連絡先」

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
アサカ産業(株)	あたご三丁目 12-29	048-482-2231
(株)浅田工務店	大和田一丁目 6-18	048-478-3081
内野建設(株) 埼玉営業所	新座市中野一丁目 15-18	048-481-2120
大木工業(株)	本多一丁目 10-25	048-479-0031
亀井建設(株)	野火止四丁目 1-5	048-477-6141
河端建設(株) 新座営業所	野火止六丁目 19-1	048-481-6565
菊池建設(株) 埼玉営業所	片山一丁目 10-25	048-483-2210
(株)共進	畑中一丁目 7-31	048-479-7766
五洋建設工業(株)	野火止二丁目 8-3	048-481-3645
斎藤工業(株) 朝霞営業所	朝霞市三原二丁目 13-2	048-469-8581
(株)スズヒロ産業	菅沢二丁目 14-37	048-480-5522
(有)高忠建設	野火止八丁目 15-3	048-477-2423
(株)高津工務店	栗原五丁目 2-12-102	042-421-5400
(株)高橋工務店	栗原四丁目 11-8	042-425-0511
(株)司エンジニアリング	大和田一丁目 9-5	048-478-6555
(有)西健建設	西堀三丁目 2-28	042-491-6100
(株)日信建設	野火止二丁目 9-10	048-479-6959
(株)羽成工務店	北野一丁目 1-1	048-478-1136
(株)平山工業	中野一丁目 16-15	048-481-3043
増木工業(株)	野火止三丁目 10-7	048-477-2007
(株)松永建設 新座営業所	堀ノ内三丁目 3-9-45	048-481-7162
(株)横山建設	あたご二丁目 4-26	048-481-0601
和光建設(株) 新座支店	東北二丁目 25-11	048-487-6201

【資料編】第2.16「新座市造園業防災協力会連絡先」

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
榎本造園土木	馬場四丁目 12-5	048-481-4388
(有)太田造園	野火止三丁目 2-14	048-477-3987
(有)菟美塚農園	本多一丁目 17-15	048-477-1109
(有)寿造園企画	堀ノ内一丁目 4-17	048-478-5852
(有)新清	西堀二丁目 10-12	042-491-1321
(有)総合緑地	池田四丁目 3-25	048-479-4348
(株)高藤園	野火止五丁目 3-31	048-478-3145
(有)高野造園	栗原二丁目 3-18	042-471-3108
中川造園土木(株)	大和田四丁目 18-6	048-479-5909
(有)増田造園	栗原六丁目 12-3	042-424-3004

【資料編】第2.17「新座市指定水道工事店防災協力会連絡先」

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
(有)アクア設備工業	野火止六丁目 15-9	048-479-0021
(株)石井設備	野寺二丁目 5-39	048-201-0210
(株)磯野商事	片山一丁目 1-30	048-478-2282
(株)金子設備工事	大和田四丁目 8-3	048-479-4168
(有)神田設備工業	本多一丁目 12-5	048-478-1744
(有)鯉川設備	石神四丁目 7-19	042-474-4072
(株)三立	野火止七丁目 7-46	048-478-4568
(株)関設備工業	新堀二丁目 8-34	042-491-1256
(有)高野設備工業所	西堀三丁目 1-21	042-491-1333
(株)高橋設備工業所	栗原六丁目 10-25	042-423-6626
(株)辻村設備	栄三丁目 7-9	048-478-4977
(株)並木住設	本多一丁目 1-36	048-478-2430
(有)並木水道	野火止三丁目 1-9	048-479-1581
野島木材(有)	野寺一丁目 3-22	048-477-4851
(有)萩原設備	石神二丁目 12-6	048-479-7842
(有)福留設備工業	石神二丁目 3-11	048-481-7476
(有)増根住設	道場一丁目 13-20	048-478-1441
(有)松下工業所	栗原三丁目 11-9	042-421-8413
(株)ヨシダ工業	野火止三丁目 4-14	048-477-3475

【資料編】第2.18「新座市電設防災協力会連絡先」

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
(株)井上電機	大和田一丁目 2-6	048-477-2065
(株)中村電気	野火止一丁目 14-5	048-477-2190
馬場電気工業(株)	栗原三丁目 7-29	042-422-0254
(有)ハラデン	新堀一丁目 2-15	042-493-8990
(有)細沼電気商会	大和田四丁目 14-6	048-479-2950
(有)吉田電機	畑中一丁目 15-42	048-477-4020

【資料編】第2.19「防災関係機関」

(その1)

(令和4年4月1日現在)

名称	担当部署	備考
(国関係機関)		
陸上自衛隊第32普通科連隊		
熊谷地方気象台	防災担当	
北首都国道事務所		
(埼玉県関係)		
県庁	災害対策課	
	危機管理課	
	河川砂防課	
さいたま農林振興センター		
朝霞県土整備事務所		
朝霞保健所		
南西部地域振興センター		
(警察・消防)		
新座警察署		
埼玉県南西部消防局		
新座市消防団	(新座市危機管理室)	
(協定締結市等)		
朝霞市	危機管理室	
志木市	防災危機管理課	
和光市	危機管理室	
所沢市	危機管理室	
清瀬市	防災防犯課	
東久留米市	防災防犯課	
東村山市	防災防犯課	7市協定
練馬区	防災計画課	
西東京市	危機管理課	
新潟県十日町市	防災安全課	
茨城県日立市	防災対策課	7市協定
栃木県那須塩原市	危機管理室	
栃木県小山市	危機管理課	7市協定
愛知県豊川市	危機管理課	7市協定
愛知県安城市	危機管理課	7市協定
愛知県西尾市	危機管理課	7市協定
(医療関係)		
朝霞地区医師会		
朝霞地区歯科医師会		
新座志木中央総合病院		
高田整形外科病院		
堀ノ内病院		

(その2)

(令和4年4月1日現在)

名称	担当部署	備考
(福祉関係)		
日本赤十字社埼玉県支部	救護・講習課 日赤新座市地区	
新座市社会福祉協議会		
(ライフライン関係)		
東日本電信電話(株)	埼玉事業部	
東京電力パワーグリッド(株)	志木支社	
東京ガスネットワーク(株)	埼玉支社	
(輸送関係)		
東日本旅客鉄道(株)	東所沢駅	
日本貨物鉄道(株)	新座貨物ターミナル駅	
東武鉄道(株)	志木駅	
東武バスウエスト(株)	新座営業事務所	
西武バス(株)	新座営業所	
国際興業(株)	西浦和営業所	
日本郵便(株)	新座郵便局	
日本通運(株)	埼玉支店	
佐川急便(株)	練馬営業所	
ヤマト運輸(株)	武蔵野主管支店	
埼玉県トラック協会	朝霞支部	(清水運輸)

【資料編】第2.20「防災行政無線（固定系）」

親局設置場所 野火止1-1-1（市役所内）

制御局設置場所 野火止1-1-1（市役所内）

令和4年4月1日現在

番号	受信所名	所在地
1	大和田一丁目(公民館)	大和田1-26-16
2	大和田郵便局	大和田4-6-1
3	野火止上北ふれあい公園	野火止5-33-9番地先
4	新座小学校	新座3-4-1
5	志木駅南口前ビル	東北2-36-11
6	東北二丁目東北公園	東北2-4-6番地先
7	大和田集会所	大和田5-12-25
8	北野公園	北野3-20-15番地先
9	北野第二公園	北野2-8-12番地先
10	大和田小学校	大和田1-1-30
11	J Aあさか野野火止支店	野火止5-7-22
12	野火止七丁目道路上	野火止7-19地内
13	野火止八丁目15番歩道上	野火止8-15地内
14	ひがし児童遊園	東3-14-23番地先
15	野火止三丁目	野火止3-10-5
16	あたご二丁目	あたご2-5地内
17	野火止小学校	野火止4-9-1
18	市民総合体育館	本多2-1-20
19	県営新座菅沢団地	菅沢2-2-5
20	野火止八丁目4番地先	野火止8-4-12
21	畑中一丁目第5ポケットパーク	畑中1-8-43番地先
22	畑中公民館	畑中1-15-58
23	新座中学校	野火止2-4-1
24	水道管理センター	本多1-9-22
25	新座市役所第二庁舎	野火止1-1-1
26	第三中学校	池田1-1-1
27	池田小学校	池田4-8-49
28	栄中央集会所	栄4-5-23
29	新堀三丁目	新堀3-3-28
30	新堀一丁目駐車場	新堀1-12地内
31	西堀小学校	西堀2-18-3
32	野寺小学校	野寺5-1-24
33	一本松児童遊園	栗原5-9-17番地先
34	栗原一丁目第二児童遊園	栗原1-10-17番地先

資料編
その2 図表類

番号	受信所名	所在地
35	石神一丁目	石神1-5地内
36	栗原小学校	栗原1-5-1
37	老人福祉センター	堀ノ内2-3-45
38	片山小学校	片山1-8-31
39	八石小学校	野寺2-8-45
40	片山集会所	片山2-12-7
41	第五中学校	野寺4-8-1
42	中野二丁目	中野2-11-21
43	新開小学校	大和田1-22-10
44	栄一丁目児童遊園	栄1-2-24番地先
45	下東公園	東北2-9番地内
46	県営新座馬場団地	馬場4-12-58
47	千代田橋	畑中2-14(河川敷)
48	堀ノ内二丁目第二児童遊園	堀ノ内2-7(河川敷)
49	石神四丁目瀧見観音	石神4-9地内
50	畑中三丁目	畑中3-7地内
51	東北小学校	北野3-1-1
52	西堀集会所	西堀1-10-32
53	上東公園	東2-4-8番地先
54	石神会館	石神4-4-10
55	片山ファミリープール跡地	道場1-13地内
56	新堀ふれあいの家	新堀2-7-29
57	馬場第二公園	馬場2-5-18番地先
58	栗原公民館	栗原3-8-34
59	福祉の里	新塚1-4-5
60	野火止五丁目第3ポケットパーク	野火止5-18-21番地先
61	石神一丁目10番地先	石神1-10地内
62	新座二丁目歩道上	新座2-2地内
63	新座三丁目歩道上	新座3-5地内
64	池田・前原集会所	池田5-10-29
65	野火止八丁目21番地先	野火止8-21地内
66	中野一丁目道路上	中野1-6地内
67	新堀三丁目歩道上	新堀3-9地内
68	栗原五丁目歩道上	栗原5-1地内
69	あたご三丁目歩道上	あたご3-11地内
70	大和田四丁目道路上	大和田4-12地内
71	十文字学園	菅沢2-1-28
72	栗原の森集会所	栗原2-4-41
73	西堀二丁目児童遊園	西堀2-10-29番地先

番号	受信所名	所在地
74	北野・東北集会所	北野3-8-26
75	野火止用水公園	野火止6-1-48番地先
76	陣屋小学校	野火止1-18-20
77	中野一丁目（防火水槽用地内）	中野1-16地内
78	大和田三本木墓地	大和田3-2地内
79	県営新座野火止南団地	野火止3-16地内

【資料編】第2.21「市各部保有車両台数」

(令和4年4月1日現在)

部名	乗用	貨物	軽乗用	特殊車		バイク	計
				消防車	その他		
総合政策部							
総務部							
財政部	3	2	16				22
市民生活部		4	3				7
総合福祉部	2	1	8			2	13
こども未来部	1		1				2
いきいき健康部		3	9			11	23
まちづくり未来部	1	10	2		1		14
インフラ整備部		19	2				21
教育委員会		12	9				21
その他部局室	1	1		9	2		13
計	8	49	49	9	3	13	131

【資料編】第2.22「燃料調達先」

(令和4年4月1日現在)

名称		所在地	電話番号
ガ ソ リ ン	(株)並木産業 新座店	本多一丁目 5-5	048-477-3850
	(株)並木産業 新座東店	野火止七丁目 18-5	048-482-6267
	(株)並木産業 新座中央店	野火止八丁目 1-25	048-477-3042
	(有)山崎商会	馬場四丁目 6-5	048-478-4465
L P ガ ス	岩渕液化ガス(株)	東北二丁目 1-5	048-486-5311
	(株)エクシング朝霞営業所	栄三丁目 7-28	048-478-4434
	東上ガス(株)埼玉西部支店	三芳町上富 1943-4	049-258-3233
	(株)エネアーク関東 新座支店	畑中一丁目 24-5	048-479-3921
	橋本産業(株)	野火止七丁目 15-2	048-480-6711
	(株)磯野商事	池田二丁目 2-35	048-478-2282
	(有)荻野燃料店	大和田一丁目 3-32	048-477-2544
	野島ガス(株)	道場二丁目 18-13	048-478-4332
	(有)長田燃料店	栗原五丁目 10-10	042-421-8338

【資料編】第2.23「新座市指定給水装置工事事業者一覧」

(令和4年4月1日現在)

番号	名称	所在地	電話番号
1	野口設備工業	あたご三丁目 9-12	048-211-9901
2	(株)磯野商事	池田二丁目 2-35	048-478-2282
3	(有)ナミヨシ設備	池田四丁目 3-11	048-477-4847
4	(有)福留設備工業	石神二丁目 3-11	048-481-7476
5	たすかる水道サービス	石神二丁目 12-5	048-483-0268
6	(有)萩原設備	石神二丁目 12-6	048-479-7842
7	(有)アクアシステム	石神三丁目 14-2	042-474-3850
8	エフワイテック	石神四丁目 5-1	042-427-4032
9	(有)鯉川設備	石神四丁目 7-19	042-474-4072
10	(株)Y's works	石神四丁目 12-13	042-479-4941
11	(株)金子設備工事	大和田四丁目 8-3	048-479-4168
12	(株)コスモ	片山一丁目 15-4	048-482-7122
13	横田設備工業(株)埼玉支店	片山一丁目 15-31	048-479-9404
14	(株)清水設備	片山一丁目 19-17	048-477-7595
15	(有)比田井工業	片山三丁目 16-1	048-478-2616
16	針ヶ谷設備工業(株)	北野一丁目 1-3	048-477-1351
17	植木水道	北野二丁目 16-2	048-477-6431
18	(有)鈴雄設備	栗原一丁目 1-17	042-474-6140
19	(株)JOINTS	栗原一丁目 6-42	090-3875-2932
20	高野工事(株)	栗原二丁目 3-16	042-472-2977
21	(有)松下工業所	栗原三丁目 11-9	042-421-8413
22	(有)金子工業所	栗原五丁目 3-18	042-421-7859
23	(株)WATER WORKS WAT	栗原五丁目 17-22	042-424-0234
24	(株)高橋設備工業所	栗原六丁目 10-25	042-423-6626
25	(株)辻村設備	栄三丁目 7-9	048-478-4977
26	(株)進正住機	栄三丁目 13-1	048-477-5211
27	丸大工業(株)	栄四丁目 6-30	048-477-0211
28	エイト設備工業	栄五丁目 7-29	080-1331-6596
29	(有)システムプラミングちの	栄五丁目 10-41	048-478-1508
30	(有)新島設備工業	道場一丁目 2-31	048-482-5268
31	(有)増根住設	道場一丁目 13-20	048-478-1441
32	鈴木工業所	新座一丁目 7-8	048-478-0627
33	(株)祐栄設備工業	西堀二丁目 8-45	042-420-5803
34	(有)高野設備工業所	西堀三丁目 1-21	042-491-1333
35	(株)石井設備	野寺二丁目 5-39	048-201-0210
36	日本リニューアル(株)	野寺二丁目 8-48	048-483-1117
37	(株)シンエイプランニング	野寺二丁目 19-8	042-470-8077
38	(株)FAS	野寺三丁目 8-18-5	048-482-5411

資料編
その2 図表類

番号	名称	所在地	電話番号
39	ライズワン設備工業	野火止一丁目 13-47	048-483-4321
40	(有)菅沼設備	野火止二丁目 7-16	048-483-1323
41	(有)並木水道	野火止三丁目 1-9	048-479-1581
42	(株)ヨシダ工業	野火止三丁目 4-14	048-477-3475
43	(株)丸ト	野火止四丁目 11-31	048-479-6634
44	(有)アクア設備工業	野火止六丁目 15-9	048-479-0021
45	(株)三立	野火止七丁目 7-46	048-478-4568
46	東京ガスライフアサヒ(株)	野火止七丁目 11-3	048-482-1126
47	(有)オオハタ商事	畑中二丁目 1-10	048-478-7246
48	(有)光風エアコン	畑中二丁目 15-23	048-479-8521
49	(株)和田設備	畑中三丁目 3-1-606	048-479-7069
50	(株)きくちライフサービス	馬場一丁目 11-15	048-478-8190
51	(有)小原設備工業	馬場一丁目 9-29	048-487-8976
52	(有)三信技建	馬場二丁目 5-19	048-481-7980
53	瀧島商事(株)新座営業所	馬場三丁目 11-13	048-477-1031
54	(有)中村産業	馬場四丁目 12-3	048-477-5498
55	(株)埼京住設工業	馬場四丁目 13-1	048-481-8516
56	(株)並木住設	本多一丁目 1-36	048-478-2430
57	(有)神田設備工業	本多一丁目 12-5	048-478-1744
58	(株)新成設備工業	本多一丁目 14-57	048-489-5358

※ 新座市内業者のみ掲載

【資料編】第2.24「遺体の収容施設」

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
市営墓園	新塚一丁目 5-1	048-479-5688
平林寺	野火止三丁目 1-1	048-477-1234
蓮光寺	馬場一丁目 9-3	048-478-5671
普光明寺	大和田四丁目 13-30	048-477-2088
法台寺	道場一丁目 10-3	048-478-4435
満行寺	野寺二丁目 15-17	048-478-2165
東福寺	畑中二丁目 5-22	048-478-5818

【資料編】第2.25「火葬場」

(令和4年4月1日現在)

名称	所在地	能力	電話番号
さいたま市浦和斎場	さいたま市桜区下大久保 1523-1	1日 21体	048-855-6246
さいたま市大宮聖苑	さいたま市見沼区染谷 2-350-1	1日 21体	048-682-2800
戸田葬祭場	板橋区舟渡 4-15-1	1日 74体	03-3966-4241
所沢市斎場	所沢市北原町 1282	1日 12体	04-2993-9931

【資料編】第2.26「市民葬の市指定委託葬儀社」

(令和4年4月1日現在)

NO.	名称	電話番号	所在地
1	(株)西部典礼	048(471)8880	新座市東北二丁目27番2号
2	(株)東上セレモサービス	048(472)6136	新座市東北二丁目27番3号
3	(株)埼玉金周	0120(49)5541	新座市東北二丁目29番8号
4	(株)東邦寝台(葬祭部)	048(477)3177	新座市大和田一丁目25番20号
5	(株)セレモメモリー	048(479)8811	新座市大和田五丁目11番15号
6	(有)さいたま葬祭	048(480)3457	新座市野火止七丁目7番20号
7	(株)花輪式典	048(480)1026	新座市野火止八丁目11番19号
8	むさしの式典サービス	048(486)1840	新座市畑中一丁目17番52号
9	(株)日本博礼社	042(477)0044	新座市野寺二丁目20番20号
10	愛セレモニー(有)	042(473)6439	新座市栗原一丁目2番2号
11	(株)ヨーコー	0120(544)100	新座市栗原三丁目5番15号
12	あさか野農業協同組合	0120(24)4994	朝霞市本町一丁目7番5号
13	(有)あさか葬祭	048(450)0694	朝霞市根岸台一丁目7番11号
14	さくら商事(株)	048(463)8640	朝霞市溝沼六丁目15番4号
15	(有)桜フラワー	0120(676)785	朝霞市溝沼六丁目15番5号
16	フルールウーノ(株)(福祉葬祭)	048(471)7979	朝霞市浜崎三丁目8番14号
17	(株)アトラス	048(474)1545	朝霞市浜崎三丁目17番30号
18	(有)サンレイ	048(475)0003	志木市上宗岡一丁目18番46号
19	(株)さいたま奉仕会葬祭センター	0120(442)422	志木市下宗岡二丁目4番18号
20	(有)石原葬儀社	048(471)1198	志木市本町四丁目8番35号
21	サンメモリー和光	048(485)1265	和光市下新倉三丁目7番1号
22	(株)セレモニー	048(464)1611	和光市本町15番51号和光ビル2階
23	(株)宇野商店	048(465)0948	和光市白子三丁目29番59号
24	さいたまNPO市民助葬会	04(2990)5132	所沢市美原町一丁目2927番地の13
25	コスモ葬祭(株)	04(2992)4000	所沢市北原町866番地の14
26	第一日典(株)	03(3921)8185	練馬区大泉町一丁目14番10-101号
27	(株)金周内田	03(3933)0426	練馬区北町一丁目16番6号
28	(有)きよせ典礼	03(3921)9090	練馬区西大泉六丁目3番7号
29	(株)まきの	03(3921)1616	練馬区上石神井四丁目9番424号
30	(有)藤式典	042(421)0004	西東京市ひばりが丘北四丁目1番6号
31	(株)三愛メモリアル	042(492)0044	清瀬市元町一丁目7番5号
32	(有)セレモサービス	042(493)0997	清瀬市下清戸二丁目559番地の8

【 資料編 】 第2.27 「柳瀬川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地
新座保育園	新座市新座 2-14-60
新座放課後児童保育室	新座市新座 3-4-1
山びこ保育園	新座市大和田 4-18-53
山びこ保育園地域子育て支援センター 「山ゆり」	
大和田しらかば幼稚園	新座市大和田 4-16-18
第二新座幼稚園	新座市新座 3-4-12
地域活動支援センター「福祉工房 楓」	新座市大和田 4-16-40
就労継続支援B型事業所「シンフォニー」	新座市新座 3-3-20-105
就労継続支援B型事業所「くるみの木」	新座市大和田 4-13-10
障害者地域活動センターふらっと	新座市大和田 4-13-17
デイサービス ふじのはな	新座市新座 3-3-20-106
須田整形外科	新座市新座 3-3-14
新座小学校	新座市新座 3-4-1
第四中学校	新座市大和田 4-17-1
新座柳瀬高校	新座市大和田 4-12-1
西武台高校	新座市中野 2-9-1
第二老人福祉センター	新座市大和田 4-18-41
第一新座幼稚園	新座市大和田 4-2-24
児童発達支援・放課後等デイサービスキッズサポートビー	新座市新座 2-8-14

【資料編】第2.28「黒目川の浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地
生活介護事業所「けやきの家」	新座市道場 1-13-50
ソーシャルインクルー新座野寺	新座市野寺 1-3-18
明彩幼稚園	新座市野寺 1-11-10
まこと保育園	新座市石神 4-5-18
妙音沢もみじ保育園	新座市馬場 3-8-20
どろんこ保育園	新座市畑中 2-17-34
にいざ馬場保育園	新座市馬場 3-11-13 瀧商ビル 102
第四小学校	新座市馬場 3-6-1
第四放課後児童保育室	新座市馬場 3-6-1
第三中学校	新座市池田 1-1-1
エクラシア新座馬場	新座市馬場 2-6-5
ツクイ新座	新座市道場 2-6-3
多機能ホームまどか	新座市石神 4-4-33
堀ノ内病院	新座市堀ノ内 2-9-31

【資料編】第2.29「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」

(令和4年4月1日現在)

施設名	所在地
市立第二保育園	新座市栗原 3-7-40
西武台高校	新座市中野 2-9-1
新座高校	新座市池田 1-1-2

【参考】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成十三年三月二十三日
告示第三百九十三号
改正

平成一四年 五月一七日告示第九四三号
平成一六年 一月 六日告示第八号
平成一六年 四月三〇日告示第九八七号
平成一七年 七月二六日告示第一五〇六号
平成一八年 四月二八日告示第八一三号
平成一九年 六月二九日告示第一〇四四号
平成二〇年 六月二〇日告示第八四五号
平成二一年一〇月 九日告示第一三四四号
平成二二年 七月 二日告示第九五五号
平成二四年 八月一〇日告示第一一二二号
平成二六年 一月二八日告示第九六号
平成二六年 五月二三日告示第七七一号
平成二七年 五月 一日告示第四九二号
平成二八年 四月二六日告示第五八七号
平成二九年 五月一二日告示第五九四号
平成三〇年 五月二五日告示第五七四号
令和 二年 二月二八日告示第一三三号
令和 三年 八月一〇日告示第九三二号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成十二年四月一日から適用する。

昭和四十年埼玉県告示第六百三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

第一章 救助の程度、方法及び期間

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百三十円以内とすること。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とすること。

(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

(5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百

一号) 第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

□ 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

□ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百六十円以内とすること。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

□ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

□ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう)。

以下同じ。)及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。)とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

一人世帯

一万八千八百円(夏季)

三万二千二百円(冬季)

二人世帯

二万四千二百円(夏季)

四万四百円(冬季)

三人世帯

三万五千八百円(夏季)

五万六千二百円(冬季)

四人世帯

四万二千八百円(夏季)

六万五千七百円(冬季)

五人世帯

五万四千二百円(夏季)

八万二千七百円(冬季)

世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額

七千九百円(夏季)

一万千四百円(冬季)

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

一人世帯

六千百円(夏季)

一万円(冬季)

二人世帯

八千三百円(夏季)

一万三千円(冬季)

三人世帯

一万二千四百円(夏季)

一万八千四百円(冬季)

四人世帯

一万五千百円(夏季)

二万千九百円(冬季)

五人世帯

一万九千円(夏季)

二万七千六百円(冬季)

世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額

二千六百円(夏季)

三千六百円(冬季)

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

（被災者の救出）

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

（被災した住宅の応急修理）

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度

に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ 口に掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千元

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

三 住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。

（生業に必要な資金の貸与）

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生業費

一件当たり 三万円

ロ 就職支度費

一件当たり 一万五千元

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

（学用品の給与）

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

□ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童

一人当たり 四千五百円

(2) 中学校生徒

一人当たり 四千八百円

(3) 高等学校等生徒

一人当たり 五千二百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

□ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

□ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

□ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当り三千五百円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当り五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万七千九百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の捜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当（一人一日当たり）

(1) 医師及び歯科医師

二万七千七百円以内

(2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

一万五千百円以内

(3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師

一万五千六百円以内

(4) 土木技術者及び建築技術者

一万五千二百円以内

(5) 救急救命士

一万四千七百円以内

(6) 大工

二万五千六百円以内

(7) 左官

二万六千八百円以内

(8) とび職

二万七千三百円以内

□ 時間外勤務手当

職種ごとに、イの(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イの(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

（救助事務費）

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

□ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に定める会計年

度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

前 文（抄）（平成十四年五月十七日告示第九百四十三号）

平成十四年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成十八年四月二十八日告示第八百十三号）

平成十八年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十六年五月二十三日告示第七百七十一号）

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十七年五月一日告示第四百九十二号）

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十年五月二十五日告示第五百七十四号）

平成三十年四月一日から適用する。

前 文（抄）（令和二年二月二十八日告示第百三十三号）

令和元年十月十二日から適用する。